

平成19年12月11日（火）

○議長（中上良隆君） 順番10、17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君） 通告に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、平成20年度予算編成のめどについてであります。市長の政治姿勢は、安心・活力・緑の橋本市の創造、住んでよかった「橋本」市まちづくり、みんなが住みたくなる「橋本市」づくり、暮らしやすい元気な橋本市の創造をモットーに、市政発展のために取り組んでおられます。

そこで、去る9月市議会定例会で、平成19年度当初予算における財源不足の状況とその要因をご説明された中で、「現状のまま推移すると平成20年度には赤字を計上せざるを得ない状況になることから、従来の予算編成手法を抜本的に見直し、財源を配分する手法をつくっていききたい。具体的には、平成19年度に見込まれる約6億円の財源不足を平成20年度から3年間で回収することを目標とし、まず、初年度で経常経費に係る一般財源を3億円削減する計画であります」とご答弁されました。

そこで、このことを踏まえて、以下の質問についてお聞きしたいと思います。

①平成20年度予算編成のめどが果たしたのかお聞きします。②平成20年度はどのような施策を考えておられるのかお聞きします。

次に、「橋本市障害者計画、橋本市障害福祉計画」の策定後の推進状況についてであります。橋本市では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、多分野にわたる障害者保健福祉施策を総合的・計画的に進めてまいりました。この間、国においては平成15年4月に「措置制度」から「支援費制度」へ移行し、利用者自らが福祉サービ

スを選択できる新しいサービス利用の仕組みが導入され、次いで平成18年4月には、「障害者自立支援法」の施行により、身体・知的・精神の3障害共通のサービス、事業体系の見直しなどの抜本的な改革が行われ、このことにより、「橋本市障害者計画、橋本市障害福祉計画」を策定されたわけでございます。

そこで、策定後の推進状況についてお聞きします。

計画の推進体制として、①でございます、実施体制について、②計画の進行管理について、③関係機関・団体との連携について。

次に、制度の円滑な推進として、①情報提供の充実について、②相談支援体制の充実について、③サービスの質の向上について、④利用者の権利擁護について、⑤低所得者等への対策について、⑥障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業補助金の活用についてであります。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君） 17番 山田君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君） 山田議員の質問にお答えをいたします。

まず、第一点目の平成20年度の予算編成のめどについてのおたがしでございますが、9月定例会市議会一般質問の答弁におきまして、平成18年度及び19年度の財源不足の状況等を説明するとともに、財源不足の解消のため、平成20年度から経常的な経費に係る一般財源を枠配分することを表明させていただきました。既に各部署におきまして、前年度当初予算の経常的な経費に係る一般財源のマイナス

9%シーリングで配分額を提示し、各部署においては創意工夫を凝らしながら予算の削減や割り振りを、各部長を中心に所属部署内で調整されておるわけであり、平成20年度当初予算要求書が作成されておるわけですが、現在、提出された予算要求書をもとに、要求項目の内容、要求額の算定根拠、予算配分額の検証などを精査するべく、財政課と関係各課でヒアリングを実施しておるのが昨今の状況であります。

したがって、現時点では数値的にお答えすることまでは至っておりませんが、平成20年度から22年度までの3年を目途にした財源不足の解消目標を実現するために、精いっぱい取り組みをしてまいりたいと考えておるところであります。

次に、平成20年度はどのような施策を考えているのかというおたがしでございますが、現段階で具体的にお答えすることはできませんが、地域の活性化や防災上の観点から市内の道路網の整備が最重要課題であると認識しておるところでございます。特に国道371号バイパス、この問題につきまして、本市の基幹道路でもございますので、このことにつきまして、できる限り県あるいは国へ、大阪府、関係機関へ積極的な陳情をしてまいりたいと思っておるところであります。

また、広域ごみ処理施設の周辺整備事業、いよいよこれから本格的に入っていくわけでございます。また、幼保一元化のこども園の開設の問題、小・中一貫教育の推進についても引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

とにかく、本市の活性化と雇用対策及び自主財源の確保のため、柱としておりますのは何といたしても企業誘致による税収確保、これを全精力をもって進めておるのが現状でございます。続いて強力に取り組んでまいりた

いと思っております。

さらに、長年の懸案事項でございました橋本駅のバイパスの設置、バリアフリー化ですね。それから、保健福祉センターも合併協議の中でうたわれておるわけですが、やはり高齢化対策の一助として、できる限り早い機会に基本構想を練りながら設計、そして建築という方向を出しておるところであります。

いずれにいたしましても厳しい財政の状況でございます。事業効果であるとか財源等を十分考慮しながら、議会の皆さんのお力もいただき、慎重に、間違いのないまちづくりのために邁進してまいりたい、そう考えておるところでございますので、どうかよろしくご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたさせます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）「橋本市障害者計画、橋本市障害福祉計画」策定後の推進状況についてお答えいたします。

橋本市障害者計画は、障害者基本法の規定に基づき、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めたもので、今後の障害者施策推進のための基本計画となるものであります。計画期間は平成19年度から平成28年度までの10年間としておりますが、今後の社会情勢の変化等により、平成24年度をめどに必要な応じて見直しを行うこととしております。

一方、橋本市障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく介護給付や訓練等給付などの障害福祉サービス等の確保に関する実施計画というべきものであり、平成18年度から平成20年度までの3年間を第1期とし、平成20年

度には第2期計画についての見直しを行うこととしております。

この両計画は、アンケート調査、関係団体からのヒアリング等を経て、橋本市障害者施策推進協議会のご意見をいただきながら、平成19年3月に同時に策定したものです。現在、この計画に基づき、障害福祉施策を押し進めているところであります。

さて、議員おただしの計画の推進についてですが、利用者の個別支援については、担当の福祉課のみならず、こども課、教育委員会等、適宜ケース会議を開催するなどして情報を共有し、各種制度の適正な利用に向けて関係各課との連絡体制を密にしているところであります。

次に、計画の進行管理については、庁内の連絡体制の確立だけでなく、前述の橋本市障害者施策推進協議会を外部の進行管理組織として位置づけており、年度末には進捗状況等を報告させていただき、その実効性を確保しようと考えております。関係機関・団体との連携については、現在、かつらぎ町、九度山町及び高野町と共同して、平成20年3月をめぐりに(仮称)橋本・伊都地域自立支援協議会の立ち上げを進めているところです。この協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するものですが、困難事例への対応のあり方についての協議なども行うことにしております。

また、制度の円滑な推進については、窓口でのしおりやリーフレットの配布とともに、必要に応じ市広報紙でのお知らせをしているところですが、情報バリアフリーの一層の推進を図るため、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業として、窓口等に設置する視覚障害者や聴覚障害者用の情報支援機器の購入を計画しております。このことについては、本

12月市議会の補正予算案として上程しているところです。

続いて、相談支援体制の充実についてですが、昨年10月から、社会福祉法人ゆたか会、社会福祉法人橋本福祉会及び社会福祉法人箆憩会に委託して障害者相談支援事業を実施し、その充実に努めているところです。

サービスの質の向上や利用者の権利擁護については、障害者が不利益な扱いを受けることなく、安心してサービスが利用できるように、地域福祉権利擁護事業などの周知に努めるとともに、障害者相談支援事業の中でこれらの未然防止に努めています。また、利用者から苦情等があった際には適宜調査を行い、必要な指導を行っております。

次に、低所得者等への対策については、国の利用者負担軽減対策の適正な実施に努めているところですが、市独自の施策として、障害者自立支援法の施行に伴う制度改正に合わせ、義肢、車いす、補聴器など補装具費の支給、補装具から地域生活支援事業の日常生活用具へと品目替えになった蓄便・蓄尿袋などのストーマ装具の給付に関し、市民税非課税世帯の方、障害児にあっては、市民税均等割課税世帯の方に対しても利用者負担相当額を全額補助するなど、低所得者に対する負担軽減策を講じたところです。

最後に、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特例対策事業補助金の活用についてですが、この事業は、新しい制度体系への移行など、障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業費について、これを行う社会福祉法人や市町村に対し、県の基金から補助金として交付されるというものです。

本市では、この補助金事業として、旧法施設等において、従前の月払いによる報酬額の80%を保障する激変緩和加算の補償額を90%

に引き上げ、その差額について助成を行う「事業運営円滑化事業」や、日中活動サービス事業所または旧法通所施設における利用者の送迎サービスに対して助成を行う「通所サービス利用促進事業」を行っております。

また、障害児の家族同士の情報交換や交流の場づくりを支援する「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」や、入所施設で工賃を得て働く一定の要件を満たす人に、工賃に見合った金額が手元に残るように給付金を支給する「就労意欲促進事業」、さらに、市役所のトイレをオストメイト対応に整備する費用に充てる「オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業」を本12月補正予算で提案させていただいております。

いずれにいたしましても、障害者自立支援法の全面施行からまだ日が浅く、今後も利用者負担などの一部改変が取りざたされておりますが、これらの動きを見据えながらこの橋本市障害者計画と橋本市障害福祉計画をより一層推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）17番 山田君、再質問ありますか。

17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）まず、一点目の平成20年度予算編成のめどについて、市長のほうからご答弁いただきました。

その答弁の内容につきましては、私が質問させていただいた前回9月の一般質問において市長が述べられたような内容で、今現在、精査中であると。だから、数値については、はっきりした数値は言えないというようなご答弁であったかと思っております。それでよろしいですか。

そういうことでございますので、このめどについてについては、そういう精査中であるということでございますので、そのように理

解させていただきます。

実は12月8日付朝日新聞和歌山版に、私、見せていただきまして、その中で、総務省が、先ほど市長の答弁の中にもございましたけれども、12月7日公表した地方自治体の破綻などを認定する基準の一つとして、連結実質赤字比率というようなことで、それで、30%以上の団体については再生団体と、16.25%以上で健全化団体であると。

そこで、参考のためにお聞きしたいと思うんですけども、収入に対して借金ですね、お金を返していくという公債費比率、それについて、18年度の決算に既に出ておるといいますけれども、その比率のパーセントについて参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）山田議員のご質問にお答えいたします。

実質公債費比率、本市の平成18年度の数値でございますけれども、16.1%でございます。

なお、ちょっと関連して、先ほど、総務省が発表した財政基準ということ、お話がありましたのでそれも関連してお答えしますと、実質公債費比率につきましては、基準といたしましては、25%を超えますと早期健全化団体となると。それから、35%になりますと、いわゆる、昔でいいますと財政再建団体になると。今、財政再生団体というんですけども、財政再生団体に指定されるということになります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）そういうことで、18%を超えると、新聞のあれじゃございませんけれども、イエローカードというような状態になって、25%を超えるとレッドカードというようなことになると思います。25%にならないように市長の裁量で橋本市政を頑張っていた

だきたいと、このように考えるところでございます。

それで、私、一つだけ、私の希望でございます。こういう厳しい財政状況が今後も続くと思われま。財政資金の有効活用の必要性が一層高まってくるだろうと予測されます。真に必要な分野への重点化に取り組んでいただくとともに、効率化、透明化をさらに推進していただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

次に、橋本市障害者計画、橋本市障害福祉計画策定後の推進状況についてご答弁いただきました。これは、この計画は平成19年3月に策定されたものでございまして、担当部署としてどのように取り組んでおられるのかということをお聞きしたかったわけでございます。お聞きしておりますと、項目推進のために努力されているもの、努力はされているが推進に至っていないといったようなお話でございました。この障害者、障害者というよりも障害保健福祉施策は、大変これは奥深いものがございまして。私も思っております、感じております。

そこで、確認のために、障害者自立支援法について、今現在どのような状況になっておるのか再度お尋ねしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）障害者自立支援法に法体系、3障害が、身体障害・知的障害・精神障害が一本化された、一つの法律のもとに運用されることになったわけですが、それと、個別に支給決定がされる障害福祉サービス、これは従来からの支援法からの、従来あったサービスが発展的に再整理されたものですが、個別に支給される障害福祉サービスと市町村の工夫によって、利用者の方々の状況に応じて柔軟に対応できる

地域支援事業に、この二つに大別されております。

障害福祉サービスにつきましては、介護の支援を受けられる場合は介護給付、訓練の支援を受ける場合については訓練等給付に位置づけられ、それぞれ利用のプロセスがありまして、各福祉事業所でさまざまな事業が展開されております。

その地域支援事業についてですが、これについては市町村事業ということで、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、あるいは日常生活用具給付等事業、あるいは移動支援事業、地域活動支援センター事業、その他の事業に分類されておまして、それぞれが取り組み、非常に大切な事業になっております。

特に相談支援事業は、先ほどのご答弁でも紹介させていただきましたように、三つの社会福祉法人に委託を行いまして、障害の種別にとらわれず障害サービスを受けたいとか、日常生活で困った状況について気軽に相談できる体制を構築したところでございます。

それと、コミュニケーション支援事業につきましても、聴覚あるいは言語障害、音声機能、視覚障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人、これを仲介するために手話通訳、要約筆記、点訳を行う者の派遣などを行ってところでございますけれども、登録の手話通訳者ととともに、市の福祉課内につきましても嘱託職員を正規に配置しまして、今まで以上の利便に努めているところでございます。

日常生活用具につきましても、これも一部、日常生活用具に変わった部分にありますけれども、これにつきましても市独自の利用者軽減策を実施しているところでございます。

あと、移動支援事業、これにつきましても、タクシー等の利用券を発行したりあるんです

けれども、新たに高齢福祉の対策も絡めまして、福祉有償運送等の、タクシー料金の半額程度で利用できる制度も新たに導入したところでございます。

それと、地域活動支援センターにつきましても、これは民間事業所にお願いしている部分があるんですけども、ただ、非常に経営母体が厳しいということで、ちょっとまだ今後の方向、どんな形で今後発展させていくかあるいは集約していくか、課題がいろいろあるんですけども、個々の作業所等の事情を聞きながら今後対応していかなあかん課題の部分であります。

このように、そのほかさまざまな事業が障害福祉施策あるんですけども、一応、せっかくの計画ですから、策定協議会、それも進行管理組織として位置づけております。先ほどの答弁で、年度末に橋本市障害者施策推進協議会、ここへ進行状況等について報告させていただくということ为先ほどご答弁させていただきましたけれども、私たちがせっかく計画つくって、数値目標も定めております。これについてできるだけ早く実現できるように努力していきたいと、そう思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（中上良隆君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）努力していただきたいと思えます。

最後に、今、部長が述べられたような形になると思うんですけども、橋本市障害者計画、橋本市障害福祉計画、この中にうたわれております。最後に、この理念のもとに努力して、頑張ってくださいたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、17番 山田君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時5分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほど上田議員のほうからの質問に対しての答弁を保留させていただきました件につきまして、総務部のほうからご答弁させていただきます。

まず、国民健康保険税口座振替の状況というお尋ねでございますが、これにつきましては、平成18年度の場合、課税時ベースでございますけれども、納税者の方が1万3,271人、口座振替を利用されている方が6,943人ということで、利用率にいたしますと52.3%となります。

ちなみに、平成19年度におきましては、納税者1万3,437人に対しまして口座振替利用者7,106人ということで、52.9%でございます。

それから、分納者の数でございますが、平成19年12月時点で、国民健康保険税につきましては291世帯でございます。

それから、窓口で分納の申し出がある場合でございますけれども、原則といたしまして1年以内の分納をお願いしております。そして、最長でも2年以内とするというふうに窓口で指導させていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）同じく上田議員のご質問で、国民健康保険の滞納世帯のご質問の答弁を保留していた分についてお答えします。

滞納世帯のうち乳幼児世帯は、件数はゼロです。これは6歳未満児のお子さんがある世

帯を対象にした数字です。それと、母子世帯数については3件です。

それと、75歳以上の高齢者の滞納の方についてどういう扱いをしているかということなんですけれども、これについては保険証をお渡ししております。ちなみに、老人医療受給者滞納世帯被保険者証を交付させていただいている方については2件でございます。

それと、医療を全く受けなかった方、受診されなかった方に対しての記念品等のご質問ですけれども、これにつきましては、無受診2年以上の方118名に商品券をお渡ししております。ちなみに、2年から5年の方につきましては、3,000円分相当の商品券を99世帯にお渡ししております。それから、6年から9年までの世帯につきましては1万円の商品券、13世帯にお渡ししております。それと、10年から最長であります16年、本市の最長は16年なんですけれども、10年から16年の方につきましては2万円の商品券を6世帯の方にお渡ししております。

それと、出産一時金の支払いは世帯主でなく本人に支給できないかというお尋ねですけれども、国民健康保険での各種届け出あるいは税の納付義務者も世帯主でありますので、これにつきましても基本的に世帯主ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。